

2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名	株式会社デジタルホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 金澤大輔 (コード番号 2389 東証プライム市場)
電 話	0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 11 月 13 日から 3 か月以内に開催する可能性のある臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主意思確認総会に係る基準日等について

当社は、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 11 月 13 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日：2025 年 11 月 13 日

(2) 公告日：2025 年 10 月 28 日

(3) 公告方法：電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

https://www.digital-holdings.co.jp/ir/stocks_e_publicnotice/

2. 本株主意思確認総会の開催及び付議議案等について

当社は、本日付「SilverCape Investments Limited からの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、当社株主が少数株主として取り残されるリスク（強圧性）を回避するための真摯な協議を目的とする、当社対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、SilverCape Investments Limited（以下「SilverCape」といいます。）による当社の普通株式及び新株予約権（以下「当社株券等」と総称します。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのためには、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する事態が生じないように、SilverCape による本公開買付けが、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が本公開買付けの強圧性から離れた状況下で、適切なご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

しかし、本プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの強圧性、SilverCape による本公開買付けの公表に至るまでのこれまでの経緯及び SilverCape が当社に対して行ってきた説明に鑑みると、本公開買付けは、一般株主の立場から、本公開買付けの成立後にスクイズアウト手続が実施されず、少数株主として取り残されるおそれがあることにより、本公開買付けに応募させるような事実上の圧力（強圧性）が生じる可能性が高いことに加え、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、現時点において、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保ができているとはいえないと

考えております。

かかる認識のもと、当社取締役会は、SilverCape が本公開買付けを通じて大規模買付行為等に該当する当社株券等の大規模取得等を目指すものである場合、また、SilverCape による本公開買付けを受け他の当事者による大規模買付行為等（株式会社博報堂DYホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けを除きます。）が企図されるに至る場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損される事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するため、SilverCape による本公開買付けの開始予定の公表を踏まえた、①具体的な懸念のある SilverCape による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②このような具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

当社は、本対応方針上、当社取締役会が大規模買付行為等に反対の立場をとり、これに対して本対応方針に基づく対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認するべく、本株主意思確認総会を開催することとしております。また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合（すなわち、大規模買付者が、本プレスリリース 2（3）に記載した手続を遵守せず、本株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合）にも、当社取締役会は、特別委員会の勧告又は答申を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動するものとしています。

当社は、SilverCape による本公開買付けに係る今後の評価・検討の結果、又はその他の理由により、本株主意思確認総会を開催することとなった場合に備え、本日、当社取締役会において、その招集のための基準日の設定について決議いたしました。

なお、当社は、本株主意思確認総会を招集することとなった場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第お知らせいたします。

以 上